

# 自動車(※)の乗り換え等をする場合の身体障害者等の減免制度について

※自動車には軽自動車等を含みます。

## ◎自動車税環境性能割について

同一年度内において、2台目以降の環境性能割の減免を申請する場合、先に申請された自動車について「永久抹消登録」、「解体」若しくは「リサイクル処理」が必要となります。  
(一時抹消登録、輸出抹消登録、移転登録では申請できません。)

減免申請する同一年度内において、すでに他の自動車で  
環境性能割の減免を受けたことがありますか？

いいえ

環境性能割を  
全額減免

はい

すでに環境性能割の減免を受けた自動車は、  
次のいずれかに該当しますか？

- ・永久抹消済である。
- ・購入後、1ヶ月以内に性能不良等のため販売店へ自動車を返還(原則として移転登録)した。
- ・リサイクル、解体等により自動車を滅失等した。

いいえ

減免できません

はい

環境性能割を  
全額減免

## ◆自動車税種別割の申請については裏面をご覧ください◆

### お問い合わせ

(環境性能割について) 奈良県自動車税事務所自動車税第2課  
〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8 (奈良県自動車会館内)  
電話 0743-57-0300

(種別割について) 奈良県自動車税事務所自動車税第1課  
〒639-1184 大和郡山市満願寺町60-1 (奈良県郡山総合庁舎内)  
電話 0743-51-0081

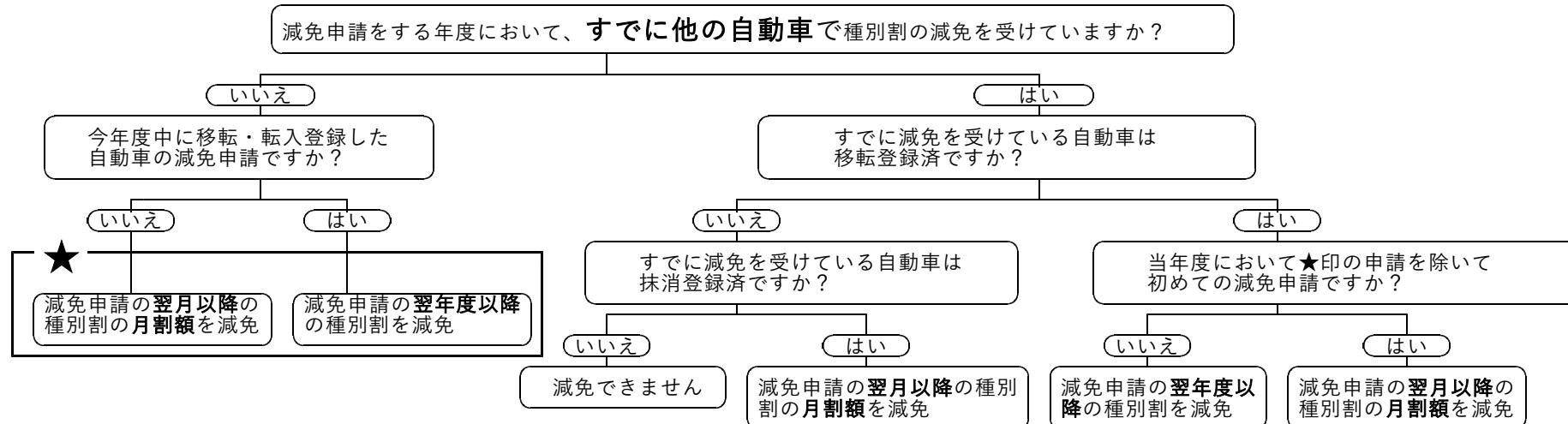
実際の適用は自動車の登録内容により変わる場合があります。詳細や必要書類については事前に自動車税事務所窓口までお問い合わせください。

## ◎自動車税種別割について

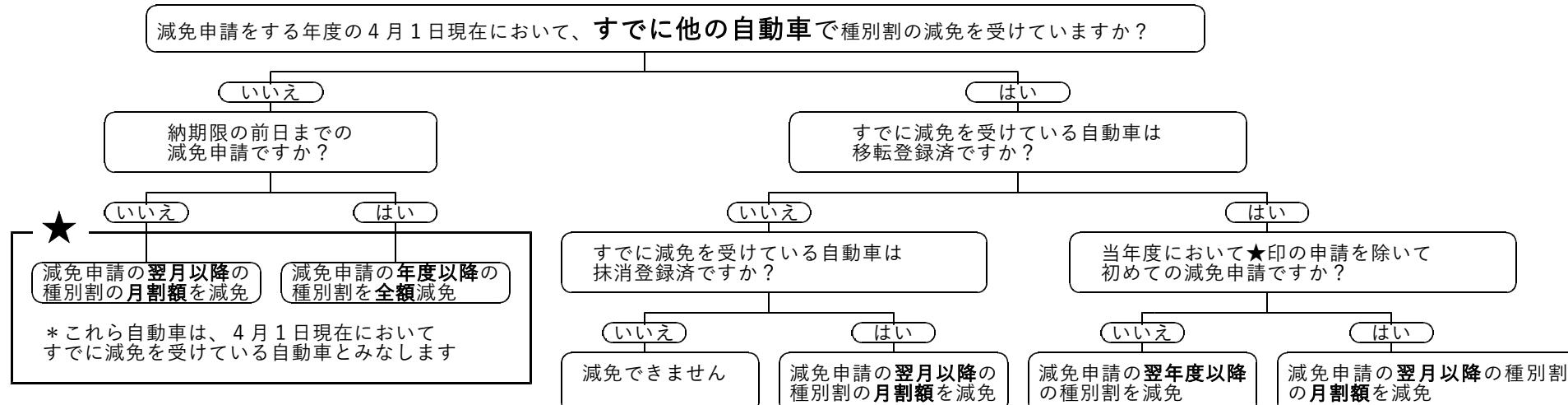
同一年度内に2回目以降の申請をされたときの減免の適用については下記のとおりとなります。

●2回目以降の減免申請では、既に減免を受けている自動車を移転登録又は抹消登録して減免適用を外すこととなりますが、移転登録した場合は申請のあった自動車の申請者に課税される種別割を「翌年度」からの、また、抹消登録した場合は「翌月」からの減免となります。

## ◎減免申請する年度の中途において、減免事由に該当することとなった自動車について減免申請をする場合



## ◎減免申請する年度の4月1日現在において、減免事由に該当している自動車について減免申請をする場合



実際の適用は自動車の登録内容により変わる場合があります。詳細や必要書類については事前に自動車税事務所窓口までお問い合わせください。